

# 県民参加 NPO等協働 通信

このコーナーでは、県民参加の活動事例や事業概要を紹介します。

## 「いわてまちづくり活動支援事業」

### ～住民参加によるまちづくりを支援します～

#### 1. 趣旨

まちづくりは、まちの使い手である住民等による強いコミュニティ意識の下、街並みの保存や再生、コミュニティ・ボランティア活動などを含めた総合的・複合的な活動によってはじめて実現されると考えます。住民の思いや願いが反映されたまちは継続的に維持、管理され、豊かな暮らしの場として発展していくものであります。そして、これからの人口減少や高齢化社会においては、そのような活動の場として、今ある社会資本ストックを有効に活用していくことが重要です。

この活動支援事業では、行政との協働により自らが住む地域を道路等の既存の公共空間と一体的に住み良い魅力的な空間としていきたいという思いや願いはあるが、具体的な行動にまで至っていないという、住民や NPO のまちづくりの‘種’を、次のステップの‘芽’にまで育てることに對して支援するため、まちづくり活動を行う実行委員会などに業務を委託することとしました。

## 2. 支援内容

### 【支援項目】

#### ①必須項目

- ・住民意識の醸成、住民の思いや願いを具体化するための勉強・研究などのためのワークショップ、セミナーの開催（模型づくりやフォトモンタージュなどを含む）

#### ②選択項目

- ・本格的な実施や、社会実験等（国の社会実験、都市再生モデル調査など）に向けた、小規模な実験などの実施（費用の範囲内で行える程度）

- ・その他当支援事業の趣旨に合った諸活動（提案による）

### 【受託団体】

市町村の推薦を受けた実行委員会など（地域住民、NPO 等と行政との協働を前提とする。但し、資金の受け入れ先は市町村とする。）

### 【いわてまちづくり支援事業により負担する費用】

支援できる経費は以下のとおり。（申請できる経費は概ね 100 万円以内。）

- ・ワークショップ、セミナー開催に要する経費（講師旅費、謝礼、会場費、資機材費など）

- ・実験費用（資機材費、調査費、分析費など）

- ・その他申請時に協議により認められた費用

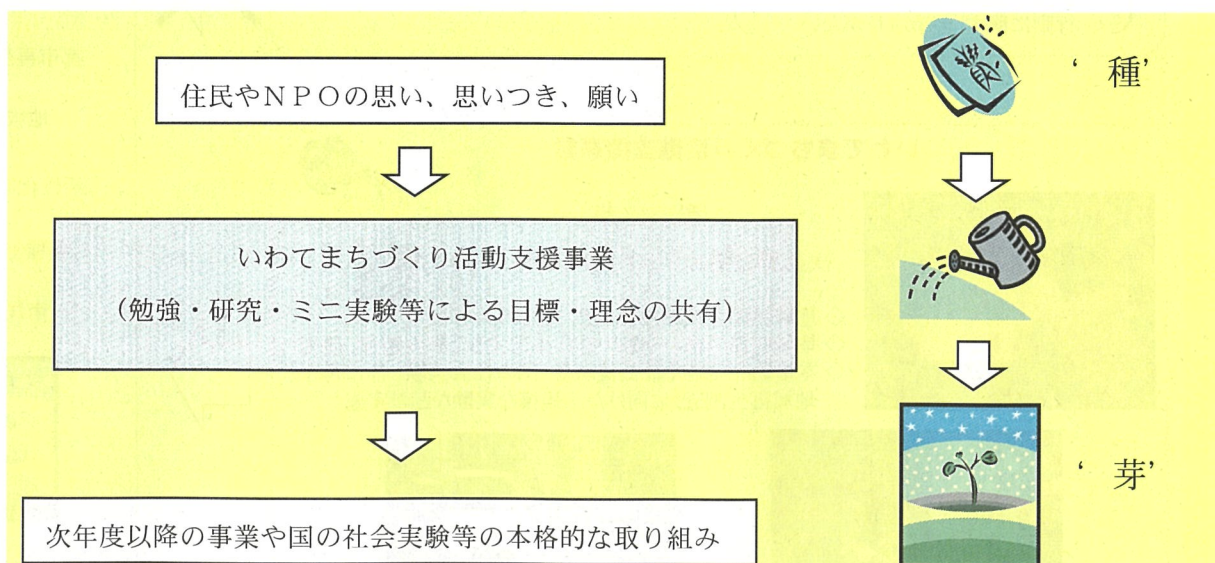
### 【関係機関との調整】

申請にあたっては地元住民、関係行政機関との調整が必要です。（申請書に記載）

### 【事業の実施期間】

採択の日から平成 18 年 3 月 20 日までの任意の期間実験を実施する場合は季節的に適切な時期にお願いいたします。

## イメージ





### 3 応募手続き

応募は、申請書及び市町村推薦書の提出により受理します。

- (1) 提出期限  
平成 17 年 6 月 30 日 (木) 午後 5 時
- (2) 提出書類  
申請書 1 部  
市町村推薦書 (様式は任意) 1 部
- (3) 提出先及び問い合わせ先  
岩手県県土整備部 都市計画課  
まちづくり担当 (北本) 計画整備担当 (菊池)  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1  
TEL : 019-629-5890  
FAX : 019-629-9137  
E-mail : AG0007@pref.iwate.jp
- (4) 提出方法 直接持参  
(提出時に概要をご説明ください)

### 4 審査及び受託者の決定

- ・県内 5 箇所程度での実施を予定しています。
- ・応募多数の場合、申請内容により実施箇所の選定を行います。

・選定を行う場合の審査基準は概ね下記のとおりです。

- ① まちづくり等の地元活動が活発であること。
  - ② 事業終了後に何らかの活動につながる方向性が見えるものであること。
- ・受託者の決定は7月中旬を予定しております。

### 5 その他

- ・提出書類の作成及び提出に要する費用については応募者の負担とし、提出書類は返却しません。
- ・業務の成果品 (報告書、写真等) は、県が使用する権利を有するものとします。
- ・受託者決定後、県と受託者との間で、内容を協議のうえ、委託契約を締結していただきます。したがって、当初提出していただいた申請額が契約額とならない場合があります。
- ・「2.支援内容の①必須項目」に記載のとおり、ワークショップ、セミナー、ミニ実験以外にも当支援事業の趣旨にあった諸活動について支援を行います。

**積極的な提案をお待ちしております。**

